

田中新一著

平安朝文学に見る二元的四季観

風間書房

著者略歴

田中新一 (たなか しんいち)

昭和3年(1928)岐阜市生

昭和27年(1952)東京大学文学部国文学科卒業

昭和32年(1957)同 大学院(旧制)満期終了

現職 愛知教育大学教育学部教授

専攻 中古・中世文学

現住所 〒502 岐阜市長良若葉町1-10

平成2年4月10日 印刷
平成2年4月20日 発行

(検印省略)

平安朝文学に見る
二元的四季観

定価 四、九四四円

(本体四、八〇〇円)

著者 田中新一

発行者 風間新務

印刷者 中内康児

発行所

株式会社
風間書房

101東京都千代田区神田神保町一の三四

電話〇三(一九二)五七二九番

振替東京一八一八五三番

(晚印刷・有朋製本)

ISBN4-7599-0754-8

目次

序節 隔絶した古代社会	一
第一節 季節意識についての不可解な現象	五
第二節 二通りの季節意識の存在	三
付 旧暦と季節感	三
第三節 「古今集」に見る二元的四季観	四
第四節 二元的四季観の発生と展開（古今集まで）	六
一 上代文学に見る節月意識の発生	六
二 節月意識発生の背景	八
三 平安初期詩壇における展開	一〇
四 平安初期歌壇における展開	一三
第五節 二元的四季観の継承と変容（古今集以後）	一四
一 「貫之集」よりの考察と提言	一七

二	「紫式部集」よりの考察と提言	一六五
三	「公任集」よりの考察と提言	一八八
四	「道命阿闍梨集」よりの考察と提言	二四四
五	「源氏物語」よりの考察と提言	二四九
終節	幻と消えた二元的四季観	二六三
(翻訳)	「旧年」と春について(ベルナル・フランク)	二六三
(付録)	「四節気」簡易検索表	二六九
	主要引用詩歌索引	三〇三
	あとがき	三〇九

序 節 隔絶した古代社会

こういう平安朝の和歌を、現代に生きる我々は、どの程度の共感をもって追体験できるものだろうか。

延喜の御時、月次の御屏風に

素性法師

あら玉の年立ちかへるあしたより待たるものはうぐひすのこゑ（拾遺集・五）

歌奉れと仰せられし時に、よみて奉れる

紀 貫之

行く年の惜しくもあるかなます鏡見る影さへにくれぬと思へば（古今集・三四二）

年が改まり春になったのだから、その元日の朝から鶯の初音が心待ちされるとか、年の暮れに、また加齢を余儀なくされた我が身のくれ（老醜化）を思うといった、この伝統的感覚は、現代の我々から既にかなり遠いと言つてよいだろう。

この季節感覚の乖離は、単に千年という歳月の流れの齎らしたものではない。その間の制度や法律の改変が、ことの良し悪しとは別に、この伝統的感覚の分断と、年末年始の行事や意識の根本的変容を生んだといえる。

例えば、明治の改暦である。わが国は明治五年（一八七二）十二月三日を以て、新暦明治六年一月一日と定めて、西洋流の太陽暦にのりかえた。それは一刻も早く西欧先進文化に仲間入りする為に打った明治新政府の施策の一環であった。

日本国中の人民、此改暦を怪む人は必ず無学文盲の馬鹿者なり。これを怪まざる者は必ず平生学問の心掛ある知者なり。

福沢諭吉は自著『改暦弁』（明治六・一・一発行）で、ここまで言い切っている。

日本人はこの時点で、千数百年にわたり生活の基調として培って来た旧暦を棄てた。即ち、月暦を基本にして立春をその年始に近づけ重ねようと努めた伝統的な中国流暦法を離れ、春は春分に始まるとする西欧流太陽暦に就くことになる。西欧暦の一月は新年の始めでこそあれ、迎春の意趣はさらさらない。春は春分の月、三月に始まる（グレゴリオ暦）。この暦に就くことで、正月に春を迎えることはなくなったのである。元旦に鶯の初音を待つ思いなども一層遠くなった。こうして、年の始めに春を迎え、鶯の訪れを心待ちする旧暦時代の、新年即新春の実感を次第に喪失するに至った。

勿論、この変革は新知識の政府主導型のそれであり、この政治の暴力に反発する地方民が、かたくなに旧正月の伝統行事を守り続けて来たことはいわれない事ではない。長年築き上げてきた各種年中行事は、旧暦時代人の生活の大事な節としてあり続けたのに、今や一片の法令によって十分な措置も顧慮もなされぬまま突然改暦され、乗り換えを迫られたことで、多く骨抜きに危険に晒されることになったのだから、無理もない。特に一月七日の人日を始めとする五節句は、その「陽数」（奇数）に意味を持つ行事だけに、新暦への換算移行もままならず、行事継承上の支障は大きかった。その混乱は必至であり、遠く今日にまで尾を引いている。新暦に順応しようとすれば、桃の節句に桃はなく、重陽の節句に菊はない。端午に菖蒲を葺き渡す意味を失い、梅雨空を仰いで見えぬ七夕星を恨むことになる。そしてそれら行事は唯々商業主義の餌食にこそなれ、その本義は今や絶滅の機に瀕している。裏返して言えば、それ

ら伝統行事の真相も意義も現代人には次第に分からなくなりつつあるのだ。季の風物が季に合わなくなれば、当然の結果であろう。

更に、戦後の昭和二十四年法律第九十六号「年令のとなえ方に関する法律」が公布され、従前の数え歳による数え方を改めて、満年令計算法が法定化された。そして我々は、その時まで誰しも一緒に歳を加えていた正月一日に、齡を加えなくなった。その年、日本人は皆それぞれなにがしかの感慨を伴いつつ、一、二歳若返りの体験をした。さしたる反論を聞かなかったところを見ると、ほぼ好感をもって受けとめる向きが多かったのだろう。そして以後は、「誕生日」という概念が、各人の加齡の節日として、急速に重みを増して行った。世相の経済的安定とともに、若年層を中心に「誕生会」「誕生日祝い」などが輪を広げ、次第に定着していく。「年齢」に代って「生年月日」の記載を求める文書形式は一般化し、何歳何箇月という年齢表現も常識化しつつある。

が、一方では、旧来の数え方もそのまま残り、入学時の「七つのぼり」こそあまり聞かれなくなったが、子の誕生を祝うお七夜や、室町末期以降の算賀形式たる還暦・古稀・喜寿・半寿・米寿・白寿等は今も広く行われ、また葬送の初七日、忌明け（三十五日・四十九日）や、年忌（三回忌・七回忌等）も根強く残存し、時代とともにその数え方を巡って新旧両様の方式が主張され、混雑の度を深めつつあるが、一面それは旧時代文化との断絶を回避する若干の効用を果たしているともいえよう。しかし、これも何時まで続くことであろうか。

「年令のとなえ方に関する法律」も、時代の推移とともに、今後一層、年時に関わる旧来の諸行事を形骸化に追い込み、本来的な意味・概念をあいまいにして行くことだろう。旧来のものは旧来のものとして正確に把握する努力だけはしておかないと、旧来の文化を理解する上でやがて大きな支障になるだろう。

とにかく我々は、昭和二十四年以降、元旦に歳を加えなくなった。全員お互いが抱いた正月加齢の喜びもほろ苦さもなくなった。我々は一、二歳の形式的若返りの代償として、正月加齢に伴う伝統的叙情を失ったといえる。もう二、三十年もすれば、この叙情は日本人の心からすっかり姿を消すことだろう。そして前掲の貫之の歳暮述懐に示される、年も暮れ、我が身も暮れる（歳を加える）という、遠い昔からの伝統的感覚をも理解できる人はいなくなるに違いない。

こうして、越年行事にまつわる迎春と加齢との、国民共通の伝統的情趣を、この百年の近代化の流れの中で失った。古歌に込められた趣向はいよいよ我々の実感から遠ざかって行くことであろう。今や年末年始は、春も迎えず、歳もとらぬ、人為的な一つの区切りというだけの索漠たるものになっている。が、それはそれで、歴史的進展の一時代相として受けとめなければなるまい。懐古趣味に淫しては進化の長所も見えなくなる。

問題は、こうした大がかりな暦制・算法の改変以前の時代の文化を支えた季節感・四季意識をいかに呼び覚まし、いかに追体験を可能にするかである。明治五年以前の、誇るべき文化遺産はすべて、旧暦のもので生きた人々の所産である。旧暦時代の人々の文化は、旧暦を念頭に叩き込まずしては、真に味得することができないであろう。また、一概に旧暦時代といっても、すべて一様とは言い切れないものを含んでいる。明治五年まで遡れば、そのまま平安朝にまで連続する世界が覗けるかと言え、決してそうではなく、王朝時代は更なる昏冥の彼方にある。

現代から見れば、古代社会はまさに隔絶された唯中にある。先ずは、次の一文の解説から始めたい。

第一節 季節意識についての不可解な現象

「源氏物語」宇治十帖の東屋巻。薫が、初めて京三条の隠れ家に意中の浮舟を訪い、初会を契り、翌朝、宇治に移し据えるために、浮舟を車で連れ出そうとする場面に、次のようなくだりがある。薫に随行するのは舟の尼と侍従の二人である。

○人召して、車、妻戸に寄せさせたまふ。かき抱きて乗せたまひつ。誰も誰も、あやしう、あへなきことを思ひ騒ぎて、「九月にもありけるを。心憂のわざや。いかにしつることぞ」と嘆けば、尼君もいといとほしく、思ひの外なる事どもなれど、「おのづから思すやうあらん。うしろめたうな思ひたまひそ。九月は明日こそ節分と聞きしか。」と言ひ慰む。今日は十三日なりけり。（日本古典文学全集『源氏物語』小学館版による。傍点筆者。以下同じ）

薫の浮舟連行に異を唱える抗議の女房たちが、「九月は（結婚の）忌月であるものを」と言い立てるが、薫方の舟の尼は「皆さんの咎める九月は、明日こそその節分と聞いておりましたから、今日はかまわない筈」と釈明して言いなだめる。そして、語り手は「今日は十三日なりけり」と時を明示して舟の釈明を支援する。この語り手の言葉は、素直に釈明する限り、「いかに、今日は九月十三日、明日十四日こそ節分に当たり、九月の忌月に入ることになるが、今日はまだその忌に抵触しないと言える」と、念を押したものであらう。

ところが、諸注釈書は、以下に見る通り、この行文の解釈上、種々の疑義を提出している。問題は、まず、女房た

ちの言葉に関わって、

(1) 九月はどんな意味で結婚の忌月なのか。

次いでは、弁の尼の釈明に関わって、

(2) 節分とはどういうものか。

(3) 「月忌み」は暦月に関わるのか、節月に関わるのか。

の三点に集約されよう。

以下、この順に考察を進めたいと思う。因みに、この部分は、『源氏物語大成』に徴するも、諸本において大きな本文異同を持たない。



(1) 九月はどんな意味で結婚の忌月なのか。

およそ「源氏物語」で結婚を忌む月に関する記述は次の六箇所である。即ち、玉鬘・螢・藤袴(二例)・総角とこの東屋の巻である。該当箇所を摘記する。

○三十ばかりなる男の、丈高くものものしくふとりて、きたなげなけれど、思ひなしうとましく、荒らかなるふるまひなど、見るもゆゆしくおぼゆ。色あひ心地よげに、声いたう枯れてさへづりゐたり。懸想人は夜に隠れたるをこそ、よばひとは言ひけれ、様かへたる春の夕暮なり。(中略) その日ばかりと言ふに、「この月は季の果なり」など、田舎びたることを言ひのがる。(玉鬘巻)

○兵部卿官などは、まめやかに責めきこえたまふ。御勞のほどはいくばくならぬに、五月雨になりぬる愁へをしたまひて、「すこしけ近きほどをだにゆるしたまはば。思ふことをも、片はしはるけてしがな」と聞こえたまへるを、殿御覽じて「何かは。この君たちのすぎたまはむは、見どころありなむかし。もて離れてな聞こえたまひそ。御返り時々聞こえたまへ」とて……（螢巻）

○かくて御服など脱ぎたまひて、「月立たばなほ参りたまはむこと忌あるべし。十月ばかりに」と思ひのたまふを、内裏にも心もとなく聞こしめし、聞こえたまふ人々は、誰も誰もと口惜しくて、この御参りのさきに、と心寄せのよすがによすがに責めわびたまへど、吉野の滝を堰かむよりは難きことなれば、「いとわりなし」とおのおの答ふ。（藤袴巻）

○九月にもなりぬ。（中略）大將殿の（手紙）には、

「なほ頼み来しも過ぎゆく空のけしきこそ、心づくしに、

数ならばいとひもせまし長月に命をかくるほどぞはかなき」

月たたば、とある定めを、いとよく聞きたまふなめり。（同上）

○御服などはてて、脱ぎ棄てたまへるにつけても、片時も後れたてまつらむものと思はざりしを、はかなく過ぎにける月日のほどを思すに、いみじく思ひの外なる身のうさと、泣き沈みたまへる御さまども、いと心苦しげなり。（中略）かの人は、つつみきこえたまひし藤の衣もあらためたまへらむ九月も静心なくて、またおはしたり。（総角巻）

玉鬘巻は大夫監の強引な求婚を玉鬘側が退ける場面、螢巻は螢兵部卿官の玉鬘への求愛場面、藤袴巻は玉鬘の入内

時期について源氏の思案する場面と、その入内を嘆く求婚者鬚黒の手紙文中、総角巻は故八宮の喪明けを待ち薫が大君に迫る場面であるが、そのいずれにも、結婚（男女の初会）の忌みに関わる記述（傍点部分）が見えている。そこに見られる忌み月は、玉鬘巻の三月、螢巻の五月、藤袴巻・総角巻と当該東屋巻の九月であり、その嫌忌の理由としては、玉鬘巻の三月例では「季の果て」が挙げられ、他の諸巻では格別の指摘がなく、単に「忌み月」故の嫌忌とされている。

こうして「源氏物語」の本文中には、「季の果て」故の忌みと、「慣行忌み月」故の忌みとの二様の嫌忌理由が存在している。

とりあえず、この現況を押さえた上で、当初の東屋の文例に立ち返り、その九月の忌みをどう捉えるべきか、まずは昨今の代表的注釈書を見てみよう。

【日本古典全集（池田亀鑑氏校注）】

今月は結婚を忌む九月でもあったものを。

【日本古典文学大系（山岸徳平氏校注）】

昔、婚姻を忌んだ月は五月、九月などである。

【『源氏物語評釈』玉上琢弥氏著】

九月に結婚は忌むという。五月をそういうことは「螢の巻」にあった。三月は「季のはて」だからと、玉鬘の乳母が大夫の監の求婚をこわったのは、「田舎びたることを言ひのがる」とある（玉鬘の巻）から、一般的なことでないかも知れないが、九月も季のはてである。三月は春の終わり、九月は秋の終わりだ。

【日本古典文学全集（阿部秋生・秋山虔・今井源衛三氏校注）】

九月は季のはてなので結婚を忌む月とされたか。玉鬘巻に「この月は季のはてなりなど、田舎びたることを言ひのがる」とある。大夫監が玉鬘に求婚したのを乳母が断る口実としたのであるが、その場合は三月、春季のはてである。また五月の結婚も忌まれた例がある。

【新潮日本古典集成（石田稔二・清水好子両氏校注）】

この月は九月でもあったのに、いやなこと。結婚には不吉だ、という意。九月は季の果てだからか。

九月を「慣行忌み月」とした全書・大系の説に対して、評釈が玉鬘巻の用例によって「季の果て」説を採用し、全集・集成はこれに従っている。古注では、『河海抄』の「男女初会合忌正五九月云々」（総角巻）の説を引くものが多く、全書・大系の「慣行」説はこの古注以来の伝流に立ってのものである。こうして、現代の代表的注釈書も、源氏物語本文中に内在する二種の嫌忌理由によって、その見解は二分されているといえる。当該東屋巻の九月の事例は、「季の果て」にも当たり、また正五九月の古伝承「忌み月」にも該当するので、見解が分かれるのも無理からぬことと言える。

しかし、立ち返って上掲の本文用例を検討するに、螢の五月、藤袴・総角・東屋の九月の忌みについては作者の筆になんら疑惑も逡巡の色もなく、就中、螢・総角は地の文として作者の意に出た叙述になっている。それに比し、玉鬘巻の三月に関する記述では、

その日ばかりと言ふに、「この月は季の果てなり」など、田舎びたることを言ひのがる。

とあり、「季の果て」説は「田舎びたること」として都では通用しない言説だという趣がある。「季の果てゆえに結婚

を忌む」という言説に対する作者の姿勢には、不信乃至軽視の傾きが強い。それに対し、東屋巻の女房の「九月にもありけるを。心憂のわざや」の言葉の背後に、こうした作者の不信・軽視・疑惑の眼を見透かすことは困難である。女房たちの非難に應える弁の尼の懸命な弁明ぶりや、更には「今日は十三日なりけり」という語り手の必死のため押しをみれば、この行文が決して戯画化された文でないことは明らかである。女房らの言い立てる九月結婚の非をもつともない分として受け取り、今はその非難には当たらずぬものとして弁解これ努めるの態である。女房の非難に対し、玉鬘巻の場合のように、「季の果てゆえの忌みなどは田舎びたる言い草に過ぎぬ」と軽くあしらうことはない。この東屋巻の文例に玉鬘巻流の「季の果て」説を引き当てることは穩当とは言えない。

結論的に言えば、私は古注以来の「慣行忌み月」説に加担するものである。

まず、「季の果て」忌み月」説に対しては、次のような反証例を挙げることができる。「宇津保物語」祭の使巻、紀伊国の涼からあて宮への懸想文では、

常よりも夏越の月のわびしきは忌むてふことのなきにぞありける

と、会えないことを前月五月のように忌み月のせいにする事が出来ない六月の侘しさを詠んでいる。夏越の月六月は男女初会の解禁月なのに、今なお会えぬことを嘆いた歌である。いうまでもなく六月は夏季の果ての月である。この種の事例は幾つも挙げることができる。

一方、「慣行忌み月」説については、積極的に多くの例証が挙げられる。『河海抄』は正・五・九月には男女の初会を忌むとして、前述の通りであるが、そのうち五月は特に忌まれたものらしく、『花鳥余情』第十四では、

盛明親王集

九条右大臣の御四君に聞えたまひける

わびつゝもたのむ月日はあるものをさみだれにさへなりにけるかな

信明集

神代よりいむといふなる五月雨のこなたに人を見るよしもがな

うつほ まつりのつかひ

さればいかゞはすべき、五月雨にもなりにけるを、左のおとど、かはらけとりて給、いでや、さうけ給ても
久しくなりぬとて、

ほとゝぎすなく音ひさしくなりぬるは五月雨ながらいくよふればぞ

東宮よりあてみやに、

ためしにもひとのひくべきほとゝぎすこの五月雨をいまずもあらなん

の例を挙げており、その他「宇津保物語」藤原君巻の

人のいましむる五月は去ぬ。今はかの事（＝結婚ノコト）なし給へ。物いひきりになせそ。事はなか弛ゆましむ
るは悪しき業なり。

を始め、五月を忌む用例は少なくない。前掲螢卷の文例もその一つである。いうまでもなく五月は季の果てではない。
五月については九月の用例が目立つ。上述「源氏」の用例以外にも、例えば「宇津保」吹上・下巻の右大将兼雅が
九月晦日にあて宮に送った、

なが月は忌むにつけてもなぐさめつ秋はつるにぞかなしかりける

の求愛の歌などは、その好例であろう。

これらに比し、正月についての結婚忌避の文例はまだ見出していない。だが、正月に結婚（初会）したという例も容易に見当たらない。因みに「源氏物語」における男女初会の月を調べ、表示すると次の如くである。（推定可能な事例も含む）

人物名	初会月	根拠巻名
光源氏——紫上	十月	葵
——明石上	八月	明石
——末摘花	八月	末摘花
——朧月夜	二月	花宴
——女三宮	二月	若菜上
夕霧——雲居雁	四月	藤裏葉
冷泉帝——弘徽殿女御	八月	曙標
——鬢黒娘大君	四月	竹河
今上帝——麗景殿女御	二月	梅枝
——明石中宮	四月	藤裏葉

なお、光源氏——空蟬（五月・帚木）、柏木——女三宮（四月・若菜下）、匂宮——浮舟（二月・浮舟）等は、いずれも表沙汰にはなし得ぬ性質の、人妻との密通例であるから、平常な男女の結婚例として扱うべきものではないので表から除外した。

この表を見ると、二月—4回、四月—3回、八月—6回、十月—2回と、偶数月の初会例がほとんどであり、例外は僅かに当該東屋巻の薫—浮舟の一例だけである。偶数月に初会が集中している事は注意すべき現象であり、別に考察の要があるだろう。ともかくにも、この表で明らかのように、正月の結婚初会という事例は見当たらない。『河海抄』らの伝えるように、正月の結婚も忌避されていた形跡は濃い。徹底的なことはとてもできないが、歴史上の事例をあらあら調査するも、正月結婚の例はなかなか見当たらない。目についたところでは、正暦元年正月二十五日の定子の入内（日本紀略・大鏡奥書）があるが、これとて当時の入内例